

## 保税展示場の許可について

関税法第62条の7において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年10月30日

大阪税関長　日置重人

記

1 被許可者の住所及び名称

京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町229-2 第7長谷ビル2階  
Art Collaboration Kyoto 実行委員会

2 保税展示場の名称及び所在地

Art Collaboration Kyoto  
京都府京都市左京区岩倉大鷲町422番地  
国立京都国際会館イベントホール、ニューホール、本館Room-K

3 保税展示場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）  
3棟 5,625 平方メートル

4 蔵置貨物の種類

「Art Collaboration Kyoto」において使用される美術作品

5 許可の期間

自 令和 7 年 11 月 9 日  
至 令和 7 年 11 月 17 日